

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（865））
2. 日 時：平成30年4月13日 13時30分～15時20分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、関根技術研究調査官、北條技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他12名

東北電力株式会社：原子力部(原子力設備) 担当 他4名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 副長 他4名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 主任 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、2月27日、3月1日、3月27日、4月10日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書、原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書及び健全性に関する説明書等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書関係】

- 今後のスケジュール表について、いつ時点でどの資料が示せるのか、何に時間を要しているのかがわかるように作成し、早急に示すこと。
- RHR点検用ハッチの開放時に設置する止水板について、モックアップ試験の内容、試験結果について整理して提示すること。
- 溢水経路を確保するため、新たに原子炉建屋6階に設置するとしている開口の位置、下階に設置される設備への影響等を整理して提示すること。
- 堰等の溢水防護設備の詳細設計、想定される溢水経路、溢水高さ等について整理して提示すること。

【健全性に関する説明書関係】

（重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について）

- 放射線影響評価の方法、評価に用いる数字の算出根拠について、高経年化対策の評価方法との関係を示した上で、考え方を整理して提示すること。

（第54条に対する適合性の整理表について）

- 重大事故等対処設備の設置場所における放射線評価については、屋外作業、屋内作業と

あるが、どのような作業を想定しているか明確にすること。

(第 14, 15, 38 条に対する適合性の整理表について)

- 今回の新規制基準により要求事項が追加された設計基準対象施設について、既工認との関係を確認し、必要に応じて要目表等を適正化すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書のうち格納容器破損防止対策の有効性評価における評価事故シーケンスのPTS評価要否について
- ・ 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書に係る補足説明資料 原子炉圧力容器の中性子照射脆化に関する評価の詳細について